

大阪市教育委員会就学事務（学齡簿編製等）
システム用保守業務端末にかかる通信サービス
提供（長期継続）調達仕様書

大阪市教育委員会事務局

1. 業務の名称

大阪市教育委員会 就学事務（学齢簿編製等）システム用保守業務端末にかかる通信サービス提供（長期継続）

2. 業務の背景と目的

本業務は、令和8年1月に稼働予定の「就学事務（学齢簿編製等）システム（以下「暫定システム」という。）」にかかる運用保守業務に必要な閉域VPNを利用した通信サービスの提供（1拠点）及びその接続作業（端末装置設置作業等）、保守業務に関するものである。なお、本運用保守端末は、暫定システムの保守業務を行うため本通信サービスを利用してAmazon Web Services（AWS）が提供する仮想サーバーサービス、Amazon Elastic Compute Cloud（EC2）サーバに接続することを想定する。

3. 本業務の概要

（1）本業務の概要

利用する通信サービス及びハードウェア（端末装置並びに付属品等）の仕様等は次のとおりとするが、発注者へ提供する通信サービスに伴って必要となる物品については、本仕様書の記載の有無にかかわらず提供すること。

サービスの種類	回線の種類	業務内容
閉域端末	閉域網（IP-VPN又は広域イーサネット）	<p>①光ファイバーケーブルを使用した閉域VPNの通信サービスとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・発注者が指定する拠点に光回線を敷設のうえ、光回線による接続サービス（プロバイダを含む）の導入及び保守を行う。・AWS接続（AWS Direct Connectでの接続・東京リージョン）が可能であること。・通信サービスは、インターネットに接続しないクローズドネットワーク（閉域網）での通信が可能であること。・閉域網とアクセス回線は強固なセキュリティを確保すること。・提供範囲は、端末装置とルータまでのネットワーク機器までとする。 <p>②端末装置及びルータの利用・保守サービス</p> <ul style="list-style-type: none">・光回線の敷設と合わせて、端末装置及びルータを設置、接続する。また、当該機器の保守対応を行う。

なお、用意する装置については、発注者の指定する方法によりラベルを用意し貼付すること。

(2) 対象拠点

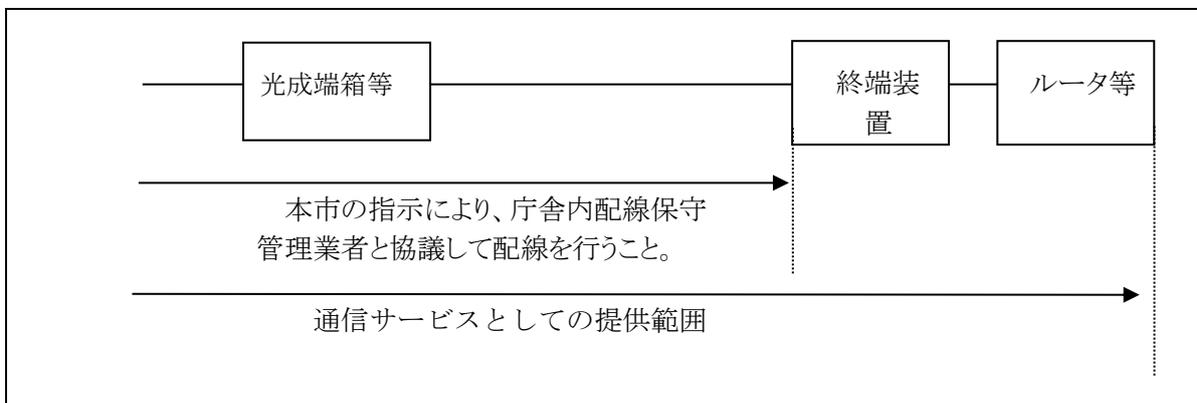
次の1拠点においてサービスを提供すること。

拠点	所在地
中央情報処理センター	大阪市北区（大阪メトロ 四つ橋線「西梅田駅」から徒歩約10分） ※詳細については、契約後に連絡する。

(3) 本調達の範囲

光回線の引込みから終端装置及びルータの設置及び維持までが本業務の範囲となる。なお、回線の成端箱について、現在設置している機器が利用できる場合は、それを利用することを妨げない。「別紙1 アクセス回線敷設概要」及び「別紙2 回線敷設 予定ルート（20F保守エリア）」を参照すること。

図表1 本調達の範囲



4. 履行期間・利用契約事項

(1) 履行期間

契約日～令和10年12月31日

(2) サービス提供期間

令和7年11月1日から令和10年12月31日までとする（38カ月）。

なお、サービス提供開始日は、通信回線の敷設及び疎通確認テスト終了後の日とし、前後する可能性がある。また、サービス提供期間内に対象拠点に変更される可能性があるが、その場合は、発注者・受注者が協議の上、契約変更等を行う。

図表2 導入スケジュール

	令和7年度					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
マイルストーン	▲契約締結			▲サービス利用開始	▲システム移行	
受注者作業	現地調査 	 回線敷設・疎通確認テスト		サービス提供期間 		

(3) サービス利用開始条件

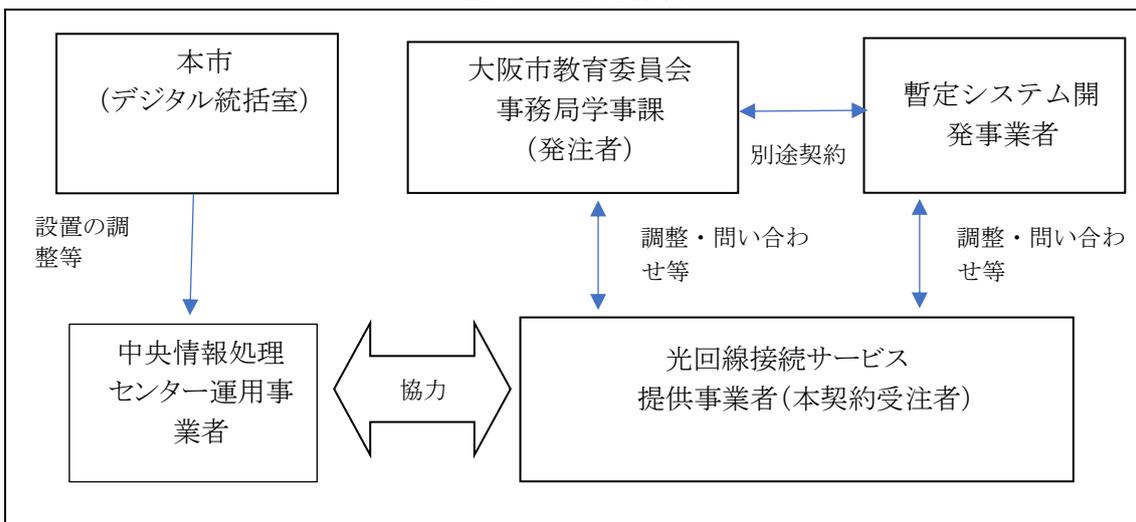
サービスの利用開始は、発注者との協議により定める。

(4) 実施体制

①関係者体制

本仕様書における作業実施に当たっては、次の体制図に従い関係業者等と連携・協力して業務を遂行すること。なお、受注者は、決定後速やかに導入に対する支援体制を明らかにし、導入期間中の問い合わせ等を行うこと。

図表3 実施体制



②受注者の実施体制

統括責任者を配置し、作業実施体制を書面にて報告すること。

なお、導入作業（拠点下見、回線敷設及び疎通確認テスト）に当たっては、契約締結後速やかに工程表を提出し、導入作業後からサービス利用開始までにサービス保守体制を書面にて提出すること。

5. サービス要求事項（基本要件）

利用する通信接続各サービス及びハードウェアの仕様等は次のとおりとするが、提供するサービスに伴って必要となる物品については、受注者の負担により提供すること。

（1）サービス全体に関する要件

サービス提供時間は24時間365日とすること。

（2）通信サービスに関する要件

- ①サービスの伝送速度は上り下りともに速度最大100Mbps以上（ベストエフォート）とする。なお、通信量について制限や制約がないこと。
- ②通信サービスは、光回線の計画的なメンテナンスや故障等による停止を除き、常時利用できるものであること。
- ③通信サービスへの接続について、プロバイダと接続する十分なバックボーンを有していること。また、主要な機器や経路を多重化するなど、障害に強い構成となっていること。

（3）ルータ等の利用に関する要件

- ①ルータの仕様については、100BASE-TX（100Mbps）に対応しており、LANポート数は4以上のもので、無線機能がついていないものを提供すること。
- ②ルータ等のコンセント形状は、2極平行とすること。なお、形状が合わない場合には変換アダプタ等による適切な処置を行い、工事の必要なく設置が可能であること。
- ③ルータ等は、発注者が指定する場所に設置すること。

6. サービス要求事項（導入役務要件）

通信接続各サービスの提供にあたり実施する通信ケーブルの敷設等の導入役務に係る要件は次のとおり。

（1）導入計画等

- ①設置場所への搬入及び設置作業、並びに通信ケーブルの敷設及び接続作業については、事前に発注者と調整のうえ日程を決めること。（作業は開庁日の執務時間内及び執務時間外（18時00分以降）、または閉庁日（土曜日、日曜日、祝休日）に行うこと。
- ②作業に際しては、作業予定日の概ね2週間前までに作業計画書等を作成し、発注者に書面にて提出のうえ、承諾を得ること。また、中央情報処理センターの利用ルールに基づき、作業届を提出すること。
- ③作業全般を通して、事前に発注者と調整の上、必要に応じて既設設備や回線敷設ルートの確認等の現地調査を行うこと。
- ④必要に応じて発注者等との打合せに参加すること。

(2) 回線敷設及び機器設置・構築

- ①通信接続サービスの設計から回線敷設作業（事前調査、終端装置の設置・設定作業等）、付帯作業（管路設置作業等）及び保守に示す全ての作業については受注者で実施すること。
- ②終端装置及びルータは、発注者が指定する場所に設置すること。
- ③回線敷設場所は、次のとおりである。

敷設場所	所在地
中央情報処理センター	大阪市北区（大阪メトロ 四つ橋線「西梅田駅」から徒歩約10分） ※詳細については、契約後に連絡する。

- ④ルータの設定作業に当たっては、必要に応じて、本市デジタル統括室及び中央情報処理センター運用事業者、暫定システム開発事業者と調整すること。
- ⑤回線の成端箱の設置に当たり、対象拠点の電源コンセントの利用または、新たな電源設備工事が必要な場合は、発注者と協議のうえ実施すること。
- ⑥敷設工事完了後、疎通確認テストを行うこと。
- ⑦本契約に係る作業において、仮設または移設したものは発注者と協議の上、原則、原状どおりに復旧すること。

7. サービス要求事項（運用・保守要件）

次の作業を受注者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須要件であり、本市業務の安定的に稼働するよう必要な対応を実施すること。

- (1) 通信接続サービスを構成する全ての機器等についての運用、保守を行うこと。
- (2) アクセス回線の利用状況について、月に1回程度の報告、または随時参照可能なWeb ページ等の提供を行うこと。
- (3) 障害等の問合せ受付時間は月曜日から金曜日の9時～20時(年末年始、祝休日、発注者が認める特別な日を除く)とすること。
- (4) 保守関連窓口は1か所に集約することとし、故障修理及び復旧等に係る運用・保守について、速やかに現地到着が可能とすること。
- (5) 受注者は、保守拠点に保守部品（付属品、ソフトウェア等含む）を常時保有し、速やかに供給すること。また、予備品を用意する等によりオンサイトでの迅速な保守対応を実現すること。
- (6) 対象拠点に敷設の光回線ケーブルにおいて障害が発生した場合は、直ちに発注者へ連絡のうえ、速やかに復旧対応を行うこと。
- (7) 障害発生時には、提供するサービスにおいて障害を検知した時刻または障害の申告のあった時刻から初動を開始すること。
- (8) 障害発生時には、速やかに電話・メール等により発注者に連絡し、迅速な障害復旧（原因究明・対応、復旧作業 等）に努めること。

- (9) 障害復旧に関する進捗管理及び関係者への各種調整を行うとともに、発注者への定期報告を実施すること。なお、障害復旧後、発注者が必要と判断した場合には、障害報告書等を提出し報告すること。
- (10) 障害が頻繁に発生する可能性があるものについては、予防処置を施すこと。
- (11) 通信回線のメンテナンス等、特別な事由で回線が停止する場合は、日時及び影響範囲について、2週間程度前を目安に発注者に連絡すること。
- (12) 機器等に脆弱性が発見された場合は、発注者と協議の上、速やかに対応を実施すること。なお、作業に伴い対象拠点への入室調整やネットワーク停止が必要な場合、作業日時を発注者と調整すること。

8. サービス要求事項（サービス利用終了等に伴う撤去作業）

- (1) サービス利用終了の際には、機器等の撤去に関する作業を行うこと。また、原状復旧に関しては発注者と調整し実施すること。なお、これらに係る費用は、受注者の負担とする。
- (2) サービス利用終了や機器故障による交換に伴い機器等を撤去した場合、機器内の設定情報等は適正な処分（データの完全消去処理等）を実施すること。また、当該作業が完了した旨の証明書を発行し、発注者に提出すること。なお、これらにかかる費用は、受注者の負担とする。

9. 特記事項

- (1) 通信回線疎通確認テスト用に先立ってアクセス回線等を開通した場合、通信サービス提供期間までは、仮運用期間とし、回線の利用を開始すること。その間に要する費用については初期費用として受注者が規定する利用料金を支払うものとし、当該金額を入札金額に含めること。
- (2) 履行期間中に発注者から各種協力依頼があった場合には、可能な限り迅速に対応すること。
- (3) 受注者決定後、回線、プロバイダ、端末装置、ルータ等の仕様及び保守体制、サポート内容とその方法を書面にて提供すること。
- (4) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後の仕様書の疑義は発注者の解釈によるものとする。
- (5) 本仕様書に記載がない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (6) 業務実施にあたり事故等が発生した場合は、速やかに発注者に状況を報告するとともに適宜必要と考えられる措置を行うこと。
- (7) 本契約内で得た情報に関しては、その機密を保持すること。
- (8) 受注者は、電気事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による登録を受けた者、又は第16条第1項の規定による届出を行った者とする。

- (9) 構成管理資料の所有権については、本通信サービス提供期間が満了した時点で発注者に移転するものとする。

10. 提出書類

受注者は、契約時等に次の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 契約金額内訳表 (契約時)
- (2) 工程表 (契約締結後)
- (3) 導入機器仕様書 (契約締結後)
- (4) 作業体制表 (連絡先を明示したもの) (契約締結後)
- (5) 障害時連絡体制表 (作業前・変更の都度)
- (6) 通信サービスの申込書様式 (新規・廃止)
- (7) 調査結果報告書 (調査完了後すみやかに)
- (8) 試験結果報告書 (疎通確認後すみやかに)
- (9) 作業完了報告書 (作業完了後すみやかに)

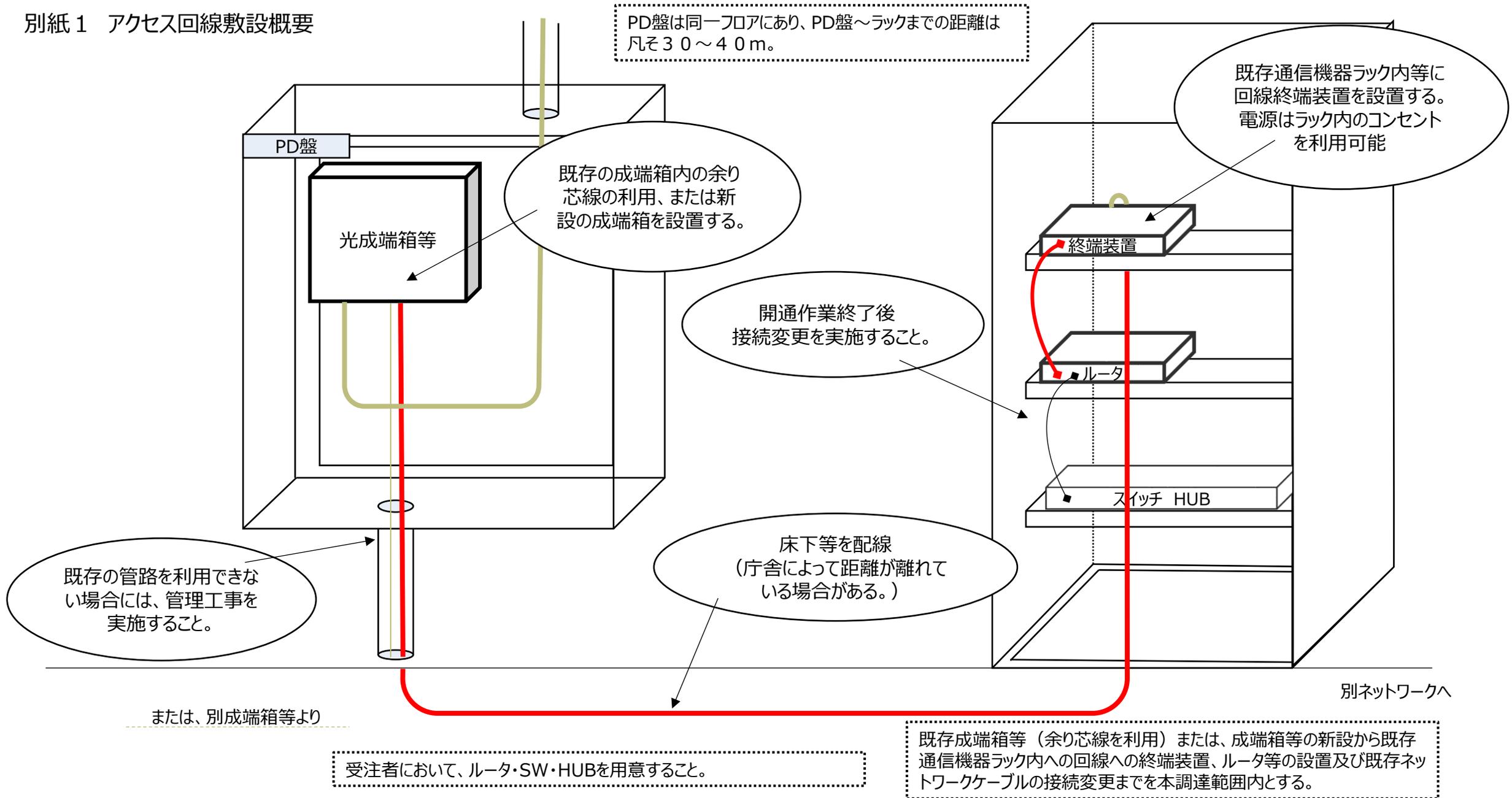
11. 事業担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 3F

大阪市教育委員会事務局 総務部 学事課 (吉田・村岡・遠藤)

電話 06-6208-9115

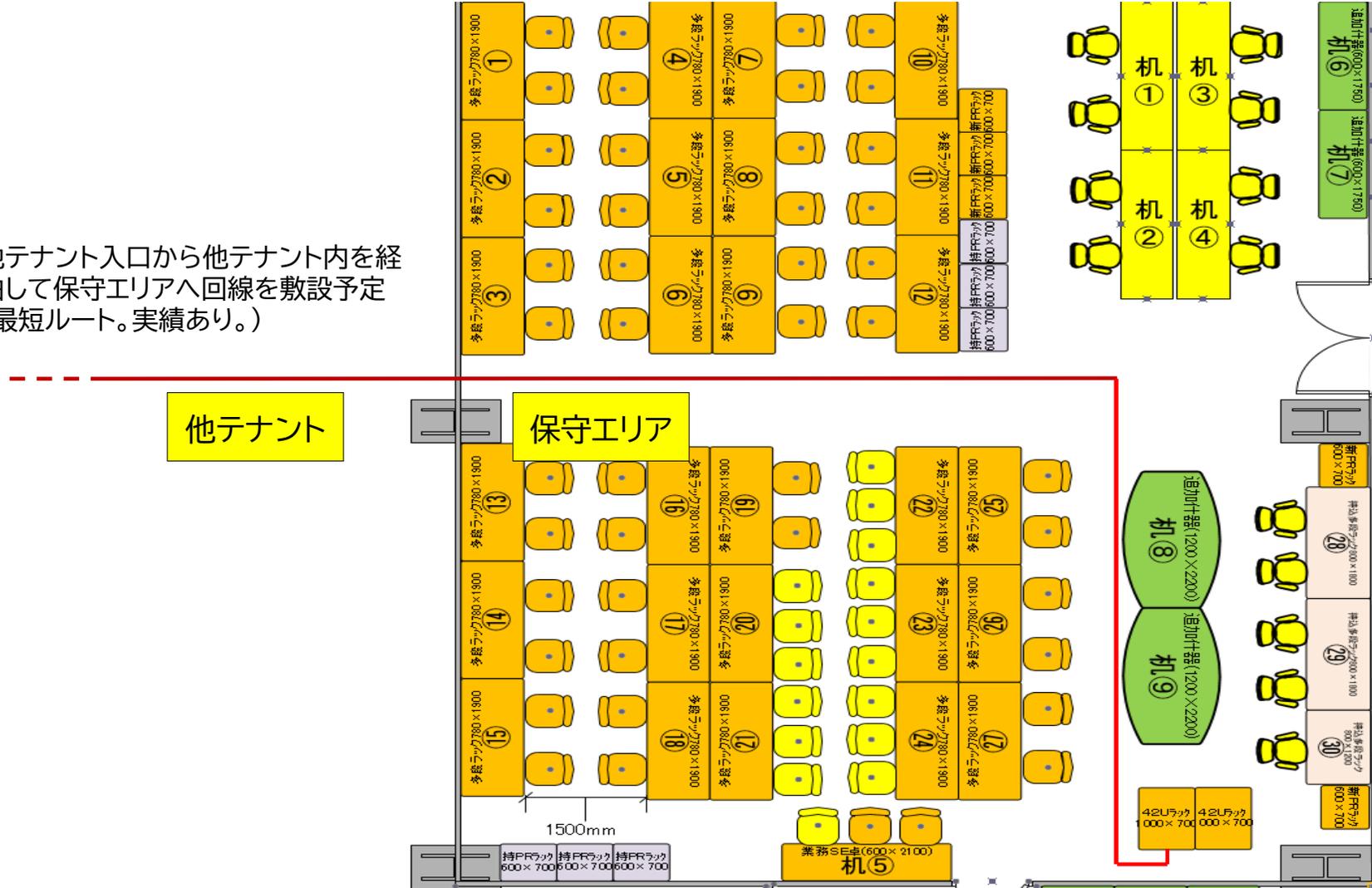
別紙1 アクセス回線敷設概要



別紙2 回線敷設 予定ルート (20F 保守エリア)

<敷設予定ルート>

他テナント入口から他テナント内を経由して保守エリアへ回線を敷設予定 (最短ルート。実績あり。)



生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること